

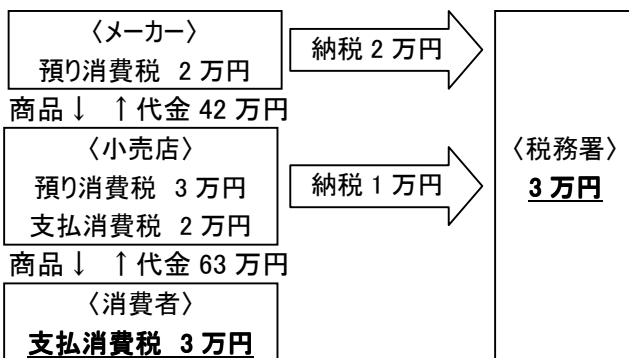
財務 VOL.40

消費税の“損税”問題に負けない「経営力」を！

6月に衆議院で消費税の増税法案が可決され、消費税率が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と引き上げられることが現実味を帯びてきました。それによる一般的な消費者への影響については、盛んに報道されているところではありますが、消費税は医院の経営にどのような影響があるのでしょうか？今回は、“一般的な事業者”の場合とは異なり、本来は最終消費者が負担すべき消費税を“医療機関”が負担している、いわゆる「医療機関における消費税の損税問題」について、スポットを当ててみたいと思います。

“一般的な事業者”は消費税を負担していない

売上のほとんどに対して消費税が課税される“一般的な事業者”の場合、どのように消費税が納税されるのでしょうか？一例を挙げますと、メーカーが42万円(税込、以下同様)で商品を小売店に販売しますと、消費税分の2万円はメーカーにとっては買い手から預かったものであり、それを税務署へ納めます。次に、小売店が消費者へ63万円で商品を販売したとします。メーカーと同様に消費税分の3万円は買い手から預かったものですが、これをそのまま税務署へ納付するのではなく、メーカーへ支払った消費税分2万円を差し引いた1万円を納付することになります。



つまり、消費税を実質的に負担しているのは消費者であり、メーカーも小売店も預かった消費税を税務署へ納付するだけで実質的な負担はないことがお分かりいただけるでしょう。

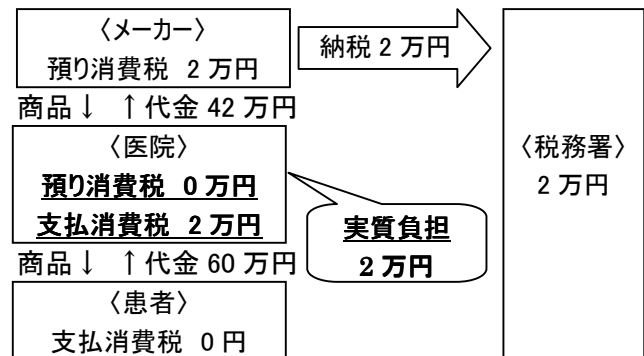
医療機関の消費税の負担

それに対して、医療機関での消費税の取扱いはどうになっているのでしょうか？収入のほとんどを占める医療保険・介護保険・労災・自賠責等の収入は、税法によって消費税は非課税とされています。よって、自費収入や物品売上等の消費税が課税される売上が年間1,000万円以下の場合、消費税の納税義務は免除されますので、保険診療がメインの多くの医療機関では消費税の納付がなく負担感もないのが実情でしょう。

しかし、多くの医療機関が消費税を税務署へ納付していないからといって、消費税を負担していないという訳ではありません。

以下、具体例を挙げて説明させていただきます。

医療機関がメーカーから商品を42万円で仕入れたとしますと、先程と同様にメーカーは預かった2万円を税務署へ納付します。それに対して、その商品が医療保険の対象であった場合には、医療機関は患者さんから消費税分を受け取れず、従って、メーカーへ支払った消費税分の2万円が実質的に医療機関の負担となります。



逆に自費収入等、消費税の課税対象となる収入で消費税分の金額を受け取っても(左記の免税要件に適用限り)納税義務がありませんので、医療機関の収益になります。とは言うものも、自費収入等(年1,000万円以下)で受け取る消費税よりも、仕入や家賃等で支払う消費税が通常多く、差額が医療機関における消費税の実質負担分となります。

日本医師会等の制度改革要望

以上のように、本来は消費者が負担すべきである消費税を、医療機関が実質的に負担している現況に対しては、過去、診療報酬の上乗せ(消費税導入時及び引上げ時に合計1.53%)によって対応がなされてきました。しかし、日本医師会等の各種団体によれば、医療機関は社会診療報酬等に対して2.22%相当の消費税を負担しており、診療報酬の上乗せでは不十分であるとし、現行制度を改善する要望を出しています。

ただ、もはやそのような“淡い期待”に頼るよりも各医療機関が外部環境に左右されない強固な経営基盤を築いていけることが急務と言えます。

ぜひ、自前で『経営力』をアップさせるために、下記の【取組事例】をご参考に、まずは“実践”してみてください！！

- 患者目線に立った、より親切な情報発信を常に意識
- 理念・ビジョンを明確にし、共感によるチーム医療の実践
- 専門性や差別化要因を生み出す、日々の提案制度
- スタッフや患者の意見を積極的に取り入れた診療体制
- 目標管理を有効にする計数管理と実績開示の習慣化
- 労働法制に即した、ヒトに優しい労働環境の整備を意識
- 納税ではなく、キャッシュフローをゴールにおいた経営感覚
等々...